

令和 8 年度 総会 資料

春日部市国際交流協会

令和8年度 春日部市国際交流協会 総会

日時：令和8年5月23日（土）午後5時00分から

場所：春日部市役所 ひだまりホール

次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

〈資料ページ〉

議案第1号 令和7年度春日部市国際交流協会事業報告について …2～4

議案第2号 令和7年度春日部市国際交流協会事業決算について …5～7

議案第3号 春日部市国際交流協会ボランティア活動証明書交付規程の制定（案）
について …8～11

議案第4号 春日部市国際交流協会補欠役員の選任（案）について …12

議案第5号 令和8年度春日部市国際交流協会事業計画（案）について …13～17

議案第6号 令和8年度春日部市国際交流協会事業予算（案）について …18～20

6 閉 会

◎ 春日部市国際交流協会規約・組織図・役員等名簿 等 …21～29

議案第 1 号

令和 7 年度春日部市国際交流協会事業報告について

別紙記載のとおり事業を行ったので、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

令和7年度春日部市国際交流協会事業報告

1 総会、理事会等の開催

会議名	実施日等	曜日	場所	主な内容
令和7年度総会	令和7年5月24日	(土)	市役所会議室201～203	前年度事業報告、前年度事業決算、役員の選任、今年度事業計画及び今年度事業予算
理事会	令和8年5月12日	(火)	市役所会議室202及び203	総会附議事項
会計監査	令和8年4月16日	(木)	市役所会議室303	令和7年度会計監査

2 特別事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市との親善交流事業	令和7年8月3日	(日)	CAFE BLOOMY'S KASUKABE	パサディナ訪問団 歓迎昼食会	44名
2 桜まつり			粕壁市民センター（中央公民館）	国際交流イベント	

3 事業

(1) 広報事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	発行部数
1 機関紙の発行	令和8年3月		会員へ発送	こんべいとう No.112	700部
2 ホームページの作成更新	随時		協会ホームページ	イベント等情報の更新	
3 取材	随時		—	—	

(2) 国際交流委員会事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 姉妹友好都市親善交流事業					
2 外国語サロン (英語)	令和7年4月12日、26日	(土)	庄和南公民館及び 庄和市民センター正風館 (庄和地区公民館)	英語サロン	18人
	令和7年5月10日、24日	(土)		英語サロン	18人
	令和7年6月14日	(土)		英語サロン	10人
	令和7年7月12日、26日	(土)		英語サロン	18人
	令和7年9月13日、27日	(土)		英語サロン	20人
	令和7年10月11日、25日	(土)		英語サロン	16人
	令和7年11月8日、22日	(土)		英語サロン	16人
	令和7年12月13日	(土)		英語サロン	9人
	令和8年1月10日	(土)		英語サロン	9人
	令和8年2月14日、28日	(土)		英語サロン	18人
令和8年3月14日、28日	(土)	英語サロン	21人		
3 英会話教室 (イングリッシュクラブ)	令和7年4月9日から	(水)	市民活動センター（ぼぼら春日部）	春期（初級及び中級）	94人
	令和7年10月8日から	(水)		秋期（初級及び中級）	108人
4 ボランティア通訳	令和7年8月3日	(日)	市役所会議室201～203ほか	通訳の紹介	2人
5 国際交流委員会	令和7年4月21日ほか	(月火)	市役所会議室201ほか	全9回	76人

(3) 日本語教室委員会事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 木曜教室	令和7年4月10日ほか	(木)	粕壁市民センター (中央公民館)	スタッフ会議	40人
	令和7年4月17日から	(木)		全36回	1194人
2 土曜教室	令和7年4月12日ほか	(土)		スタッフ会議	25人
	令和7年4月12日から	(土)		全39回	1354人
3 庄和教室	令和7年4月1日ほか	(火)	庄和会堂	スタッフ会議	53人
	令和7年4月1日から	(火水)	庄和会堂	全86回	1407人
4 日本語教室 ボランティアスタッフ研修	令和7年6月22日	(日)	市民活動センター (ぼぼら春日部)	養成講座	48人
	令和7年11月9日	(日)		養成講座	68人
5 第30回外国人による 日本語スピーチ発表会	令和8年1月25日	(日)	粕壁市民センター (中央公民館)	外国人による 日本語スピーチ発表会	128人
6 交流拡大事業	令和7年12月13日	(土)	粕壁市民センター (中央公民館)	和菓子づくり・茶道体験	33人
7 日本語教室委員会	令和7年4月5日ほか	(土)	粕壁市民センター (中央公民館)	全12回	115人

(4) 多文化交流委員会事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 多文化交流サロン	令和7年5月25日	(日)	市民活動センター (ぼぼら春日部)	外国文化を知る講座	39人
	令和7年9月21日	(日)		水引講習会	40人
	令和7年11月23日	(日)		外国文化を知る講座	30人
	令和8年2月28日	(土)	粕壁市民センター (中央公民館)	外国文化を知る講座 (おしゃべりクッキング)	23人
2 多文化交流委員会	令和7年4月26日ほか	(土)	市民活動センター (ぼぼら春日部)	全9回	63人

5 会員数

個人会員	123 名
学生会員	4 名
家族会員	0 家族
団体会員	5 団体
法人会員	8 法人
合計	140

議案第 2 号

令和 7 年度春日部市国際交流協会事業決算について

別紙記載のとおり決算したので、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

令和7年度収入支出決算書

(単位：円)

収 入		当初予算	収入済額	増 減
1	会 費	315,000	334,000	19,000
	1 個人(学生)会員会費	200,000	182,000	△ 18,000
	2 家族会員会費	5,000	0	△ 5,000
	3 団体会員会費	25,000	25,000	0
	4 法人会員会費	50,000	80,000	30,000
	5 新規会員会費	35,000	47,000	12,000
2	補 助 金	1,620,000	1,620,000	0
	1 市補助金	1,620,000	1,620,000	0
3	特 別 負 担 金	364,500	296,729	△ 67,771
	1 参加者負担金	364,500	296,729	△ 67,771
4	諸 収 入	10	13,439	13,429
	1 諸収入	10	13,439	13,429
5	繰 越 金	1,263,631	1,263,631	0
	1 前年度繰越金	1,263,631	1,263,631	0
収 入 合 計		3,563,141	3,527,799	△ 35,342

支 出		当初予算	支出済額	差 額
1	会 議 費	81,600	22,660	58,940
	1 総会費	54,000	7,260	46,740
	2 会議費	27,600	15,400	12,200
2	交 際 費	40,000	20,000	20,000
	1 会長交際費	40,000	20,000	20,000
3	事 務 費	1,954,750	1,340,213	614,537
	1 需用費	302,000	160,307	141,693
	2 役務費	322,710	161,855	160,855
	3 委託料	475,000	475,000	0
	4 賃金	855,040	543,051	311,989
4	事 業 費	1,298,800	1,070,400	228,400
	1 国際交流事業費	413,300	316,621	96,679
	2 日本語教室事業費	594,500	475,002	119,498
	3 多文化交流事業費	130,000	52,924	77,076
	4 特別事業費	161,000	225,853	△ 64,853
5	予 備 費	187,991	0	187,991
	1 予備費	187,991	0	187,991
支 出 合 計		3,563,141	2,453,273	1,109,868
繰 越 金		1,074,526	※令和8年3月31日現在の通帳残高	

令和7年度春日部市国際交流協会事業会計監査結果報告書

- 1 監査日時 令和8年4月16日（木）午後3時より
- 2 監査場所 春日部市役所本庁舎 会議室303
- 3 監査の対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 監査の結果 監査に付された令和7年度収入支出決算書について、通帳、出納簿、支出命令書及び領収書と照合した結果、適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

春日部市国際交流協会
会長 藤枝 武 様

令和8年4月16日

春日部市国際交流協会

監事 青木伸夫

監事 本田洋明

議案第 3 号

春日部市国際交流協会ボランティア活動証明書交付規程の制定について

春日部市国際交流協会ボランティア活動証明書交付規程の制定について別紙記載のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

春日部市国際交流協会ボランティア活動証明書交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市国際交流協会規約第19条の規定に基づき、ボランティア活動証明書(様式第1号。以下「証明書」という。)の交付について必要な事項を定める。

(証明できる活動)

第2条 春日部市国際交流協会(以下「協会」という。)が証明できるボランティア活動は、次のとおりとする。

- (1) 協会が主催する事業のボランティア活動
- (2) 協会と春日部市が共催する事業のボランティア活動

(証明内容)

第3条 証明書に記載する内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアをした者の氏名
- (2) ボランティア名
- (3) 活動場所
- (4) 活動日・時間
- (5) 活動内容

(申請手続)

第4条 申請者は、ボランティア活動証明申請書(様式第2号)により、協会会長に申請する。

2 前項の申請内容に不備又は誤りがない場合は、協会会長は証明書を申請者に交付する。

(交付費用)

第5条 証明書の交付にかかる費用は、無料とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

春 国 交 協 収 第 号
年 月 日

ボランティア活動証明書

様

春日部市国際交流協会
証明者
会長

あなたは、春日部市国際交流協会のボランティアスタッフとして、下記のとおりボランティア活動をしたことを証明します。

記

1 ボランティア名 _____

2 活 動 場 所 _____

3 活 動 日 ・ 時 間 _____

4 活 動 内 容 _____

春日部市国際交流協会
会長 　　　　　あて

ボランティア活動証明申請書

春日部市国際交流協会のボランティアスタッフとして活動した証明書の発行について、以下のとおり申請いたします。

①証明を受けたい者の氏名： _____

②証明を受けたい者の住所： _____

③申請者氏名： _____

④申請者住所： _____

⑤申請者電話番号： _____

⑥申請者メールアドレス： _____

⑦証明を受けたい者との関係： _____

⑧ボランティア名： _____

⑨活動日： _____

議案第 4 号

春日部市国際交流協会補欠役員の選任について

理事 遠藤 輝夫 及川 聡子 神尾 敏彦 小林 雅人

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

提案理由

春日部市国際交流協会 理事 厚川雅信氏、段暁明氏及び松本秀身氏は、令和 8 年 5 月 2 3 日に辞任いたしますので、上記の者を選任することについて承認を得たいので提案いたします。

議案第 5 号

令和 8 年度春日部市国際交流協会事業計画について

令和 8 年度春日部市国際交流協会事業計画を別紙記載のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

令和8年度春日部市国際交流協会事業計画

第1 総会、理事会及び会計監査

1 総会

令和8年5月23日（土） 春日部市役所 ひだまりホール

2 理事会

必要に応じ開催

3 会計監査

令和9年4月予定

第2 事業

1 広報事業、国際交流委員会事業、日本語教室委員会事業、多文化交流委員会事業 ※各委員会事業計画のとおり実施

2 特別事業

(1) アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市との親善交流事業

春日部青年会議所との連携を保ち、長期的交流に努める。

(2) 春日部市発行の外国語版出版物の監修

春日部市が発行する外国語版の出版物がある場合、市から依頼があったときは、監修を行う。

(3) 春日部市教育委員会の事業への協力

春日部市教育委員会が行う小中学生を対象とした事業がある場合、教育委員会から依頼があったときは、協議のうえ必要な協力を行う。

(4) 国際交流イベントの開催

日本人と外国人が集い、日本と外国の文化や習慣などを知り、互いに理解と親睦を深めることのできるイベントを開催する。

国際交流委員会事業計画

- 1 オーストラリア キーンズランド州 フレーザーコースト市との親善交流事業
春日部市とフレーザーコースト市との間で締結された「姉妹都市協定」の趣旨を尊重し、市民レベルでの交流や生徒同士の交流の促進を図るとともに、その活動を積極的に支援する。
 - (1) KIFA-セントジェームズ校相互交流プログラム
国際的視野を広め、相互親善を深める。
 - (2) 両市市民活動クラブの交流
市内写真クラブ等、市民活動クラブ同士の交流を通じて、一層の活動の楽しさや友好都市の人々との友情を育むきっかけとして、交流を支援する。

- 2 外国語サロン（英語）の実施
協会会員を対象に、国際化及び外国語に慣れ親しむことを目的に、当サロンを開設し、併せて会員拡大を図る。
 - (1) 原則として8月を除く毎月第2・第4土曜日開講。12月は第2土曜のみ開講

- 3 英会話教室の開講事業
国際交流活動に必要な英会話を習得したい人、また既に講座を受け、さらにレベルを上げたい人に機会を提供するとともに会員増強の一助とする。
 - (1) 春期・秋期英会話教室（初級・中級）を各10回行う。

- 4 ボランティア通訳登録制度の実施
春日部市の在住外国人が地域社会で生活するための住みよい環境づくりの一助とするため、語学の堪能な方（在住外国人を含む）を通訳者として登録し、日本語が不自由な在住外国人の活動を支援する。
 - (1) 姉妹友好都市との親善交流事業への通訳派遣

日本語教室委員会事業計画

1 日本語教室の開講

在住外国人が市民生活をおくる上で持つ不安や悩みを少しでも解消できるように、コミュニケーションの手段としての日本語を学習する場として、粕壁市民センター（中央公民館）及び庄和市民センター正風館（庄和地区公民館）にて日本語教室を開講する（春日部市との共催事業）。

2 日本語教室ボランティアスタッフ研修（夏と秋、年2回開催）

日本語教室での教え方や、ボランティアとしての心構え、日本語学習のかかわり方などを研修し、多くの人々が日本語教室のスタッフとして参加できるようにする。

夏の研修は、講師を招き研修講座を行う。日本語教室の概要と各教室の説明を受講生とスタッフがそれぞれの立場で説明し、スタッフ募集をする。

秋の研修も、講師を招き研修講座を行うとともに、広く市民に広報することで、スタッフ募集に寄与する（春日部市との共催事業）。

また、埼玉日本語ネットワーク等が主催する研修に参加する。

3 外国人による日本語スピーチ発表会の開催

在住外国人が、日ごろ日本で感じていることなどを日本語で発表する機会を提供し、相互理解を深める場とする。受講生を中心とした日ごろの日本語習得の成果を発表する場でもある（春日部市との共催事業）。

4 外国人との交流拡大事業の実施

日本語教室受講生をはじめとした在住外国人に日本文化・歴史学習・体験などを通してスタッフ、協会会員との交流を深め、外国人が地域生活住民として活躍する多文化共生の機会の提供を行う。さらに、多文化交流委員会と協力し、交流拡大を図る。

5 日本語教室テキスト委員会の開催

日本語教室で使用するオリジナルテキストの作成・改訂を行う。市販テキストの購入検討も行う。

多文化交流委員会事業計画

1 外国文化の紹介

日本とは異なる外国の多様な文化（料理も含む）、習慣、考え方等を紹介・意見交換等を行うことで、日本人市民と在住外国人の間の相互理解、友好関係促進を図る。

2 日本文化とのふれあい

在住外国人を対象として日本の文化を体験、ふれあうことのできる機会をつくり、親しんでもらうことで、日本文化への理解を深めてもらう。

3 多文化交流・友好の集い

年に一度の大規模な交流の集いを開き、様々な国の文化紹介や人物紹介をする。また、懇談等を通じ、文化や価値観等の違いを乗り越えた友好関係の構築を促すとともに、相互理解促進の機会や国際交流の機運を高める機会を提供する。

4 その他

地域に住む外国人や隣人をより良く知り、親睦を深めうるような企画を適宜検討立案し実施する。

議案第 6 号

令和 8 年度春日部市国際交流協会事業予算について

令和 8 年度春日部市国際交流協会事業予算を、別紙記載のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 3 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

令和8年度事業予算書

収 入

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明										
1 会 費	330,000	315,000	15,000											
1 個人会員会費	200,000	200,000	0	(7年度実績:2,000円×91人)										
2 家族会員会費	5,000	5,000	0	(7年度実績:5,000円×0家庭)										
3 団体会員会費	25,000	25,000	0	(7年度実績:5,000円×5団体)										
4 法人会員会費	60,000	50,000	10,000	(7年度実績:10,000円×8法人)										
5 新規会員会費	40,000	35,000	5,000	(7年度実績:2,000円×15人・1,000円×17人《10月以降新規》)										
2 補 助 金	1,620,000	1,620,000	0											
1 市補助金	1,620,000	1,620,000	0	春日部市補助金										
3 特別負担金	364,500	364,500	0											
1 参加者負担金	364,500	364,500	0	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>外国語サロン参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">73,500</td> </tr> <tr> <td>英会話教室参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">96,000</td> </tr> <tr> <td>日本語教室修了式参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>外国人との交流拡大事業参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> </table>	姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業	150,000	外国語サロン参加者負担金	73,500	英会話教室参加者負担金	96,000	日本語教室修了式参加者負担金	5,000	外国人との交流拡大事業参加者負担金	40,000
姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業	150,000													
外国語サロン参加者負担金	73,500													
英会話教室参加者負担金	96,000													
日本語教室修了式参加者負担金	5,000													
外国人との交流拡大事業参加者負担金	40,000													
4 諸 収 入	3,000	10	2,990											
1 諸収入	3,000	10	2,990	銀行利息										
5 繰 越 金	1,074,526	1,263,631	△ 189,105											
1 前年度繰越金	1,074,526	1,263,631	△ 189,105											
収 入 合 計	3,392,026	3,563,141	△ 171,115											

支 出

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1 会 議 費	62,600	81,600	△ 19,000	
1 総会費	35,000	54,000	△ 19,000	花代(表彰者贈呈用) 30,000 消耗品費 5,000 郵便料 0
2 会議費	27,600	27,600	0	会議室利用費等 27,600
2 交 際 費	55,000	40,000	15,000	
1 会長交際費	55,000	40,000	15,000	催事参加費・協会役員への弔慰金 55,000
3 事 務 費	1,944,406	1,954,750	△ 10,344	
1 需用費	302,000	302,000	0	協会封筒 52,000 用紙 10,000 その他消耗品 50,000 事務局PCウィルスソフト 10,000 印刷代・コピー代 180,000
2 役務費	235,190	322,710	△ 87,520	データ通信料 152,750 残高証明手数料 440 銀行手数料 2,000 はがき・切手・メール便等 80,000
3 委託料	475,000	475,000	0	こんぺいとう印刷製本費 140,000 ウェブサイト管理代行 240,000 サーバーリース代 13,200 ドメインリース代 1,800 映像制作費 80,000
4 賃金	932,216	855,040	77,176	賃金 928,216 労働保険 4,000
4 事 業 費	1,236,980	1,298,800	△ 61,820	
1 国際交流 事業費	621,480	413,300	208,180	姉妹都市(フレージャーコスト市)親善交流事業 253,380 外国語サロン(英語) 128,100 イングリッシュクラブ(英会話教室)の開講 210,000 通訳ボランティア派遣事業 30,000
2 日本語教室 事業費	474,500	594,500	△ 120,000	日本語教室(木曜教室・土曜教室・庄和教室)の開講 133,500 日本語教室ボランティアスタッフ研修 138,000 外国人による日本語スピーチ発表会の開催 123,000 外国人との交流拡大事業 75,000 日本語教室テキスト委員会 5,000
3 多文化交流事業費	130,000	130,000	0	多文化交流活動 130,000
4 特別事業費	11,000	161,000	△ 150,000	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市との親善交流事業 11,000
5 予 備 費	93,040	187,991	△ 94,951	
1 予備費	93,040	187,991	△ 94,951	
支 出 合 計	3,392,026	3,563,141	△ 171,115	

春日部市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、春日部市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、春日部市役所内に置く。

(目的)

第3条 協会は、春日部市と友好関係にある外国都市及び春日部市に在住する外国人と、市民を主体とした幅広い分野における友好的な交流を推進することにより、国際的な相互理解と友好親善を促進するとともに、国際認識と国際理解を深め、ひいては世界に開かれた地域社会の形成と世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 春日部市と友好関係にある海外都市との交流
- (2) 国際化の推進並びに国際交流に関する普及啓発及び人材の育成
- (3) 国際化の推進及び国際交流に関する調査研究
- (4) 地域の国際化実現のための交流の機会並びに情報の提供及び支援
- (5) 国際化並びに国際交流関係団体間の情報の交換、連絡及び協力
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人、家族、法人及び団体会員（国籍は問わない。）で構成する。ただし、家族会員の範囲は、生計を同一にしている世帯構成員とする。

- 2 会員になろうとする者は、入会申込書により会長に申し込むものとし、次条に掲げる会費を納入した日から会員の資格を有する。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、退会させることができる。
 - (1) 会員が退会を申し出た場合
 - (2) 納入した会費に係る会計年度の決算に関する定期総会が終了した場合
 - (3) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合等で、理事会の議決を経た場合
- 4 法人会員及び団体会員は、その代表者に限り、会員の権利を有する。
- 5 家族会員は、その代表者に限り、総会における議決権を有する。

(会費)

第6条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。ただし、いずれの区分においても、その年度の10月1日以降の新規入会に限り、その半額とする。

(1) 個人会員 年額 2,000円

ただし、大学生以下は 無料とする。

(2) 家族会員 年額 5,000円

(3) 法人会員 年額 一口につき 10,000円

(4) 団体会員 年額 一口につき 5,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 35名以内

(4) 監事 若干名

(5) 事務局長 1名

2 会長、副会長は理事の互選により選出し、理事及び監事は会員の中から選出し、事務局長は会長が会員の中から指名するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理し、理事会の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協会の重要事項を審議する。

4 監事は、協会の会計を監査し、理事会に出席し意見を述べるができる。

5 事務局長は、協会の事務及び会計を司る。

(名誉会長)

第10条 協会に、名誉会長を置く。

2 名誉会長には、春日部市長をもって充てる。

(顧問及び相談役)

第11条 協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応じて、意見を述べる。
- 4 顧問は、協会の役員を経験したものの中から委嘱する。
- 5 相談役は、国際交流に関する有識者等に委嘱する。

(会議)

第12条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。この場合において、会長が必要と認めたときは、第3項第3号に規定する事業計画及び予算に関する事項については、理事会に決議権限を委任することができる。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 3 総会において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 会長が必要と認める事項
- 4 会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外の者の出席を求めることができる。

(委員会)

第15条 会長は、第4条に規定する事業の円滑な推進を図るため、理事会に諮り委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員の中から会長が任命し、理事会に報告する。
- 3 委員会には、委員の互選によりそれぞれ委員長及び副委員長を置く。

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、春日部市役所市民参加推進課内に事務局を置く。

(経費)

第17条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第18条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成5年6月27日から施行する。

(特例)

2 協会の設立当初の役員は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の会員、事業計画、予算及び役員は、第5条第2項及び第13条第2項の規定にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。

4 協会の設立当初の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(役員任期等の特例)

5 会長、副会長及び委員長の任期は、2期4年までとする。ただし、特別の理由がある場合で、理事会の承認を得たときは、この限りではない。

6 平成11年度に限り、前項に規定する役員任期はさらに2年延長することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年3月26日から施行する。

(会員の特例)

2 庄和町国際交流協会の平成17年度会費納入者は、第5条第2項の規定にかかわらず、当協会の同年度会費を納入したものとみなす。

(役員任期の特例)

3 規約の改正に伴う役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年5月21日から施行する。

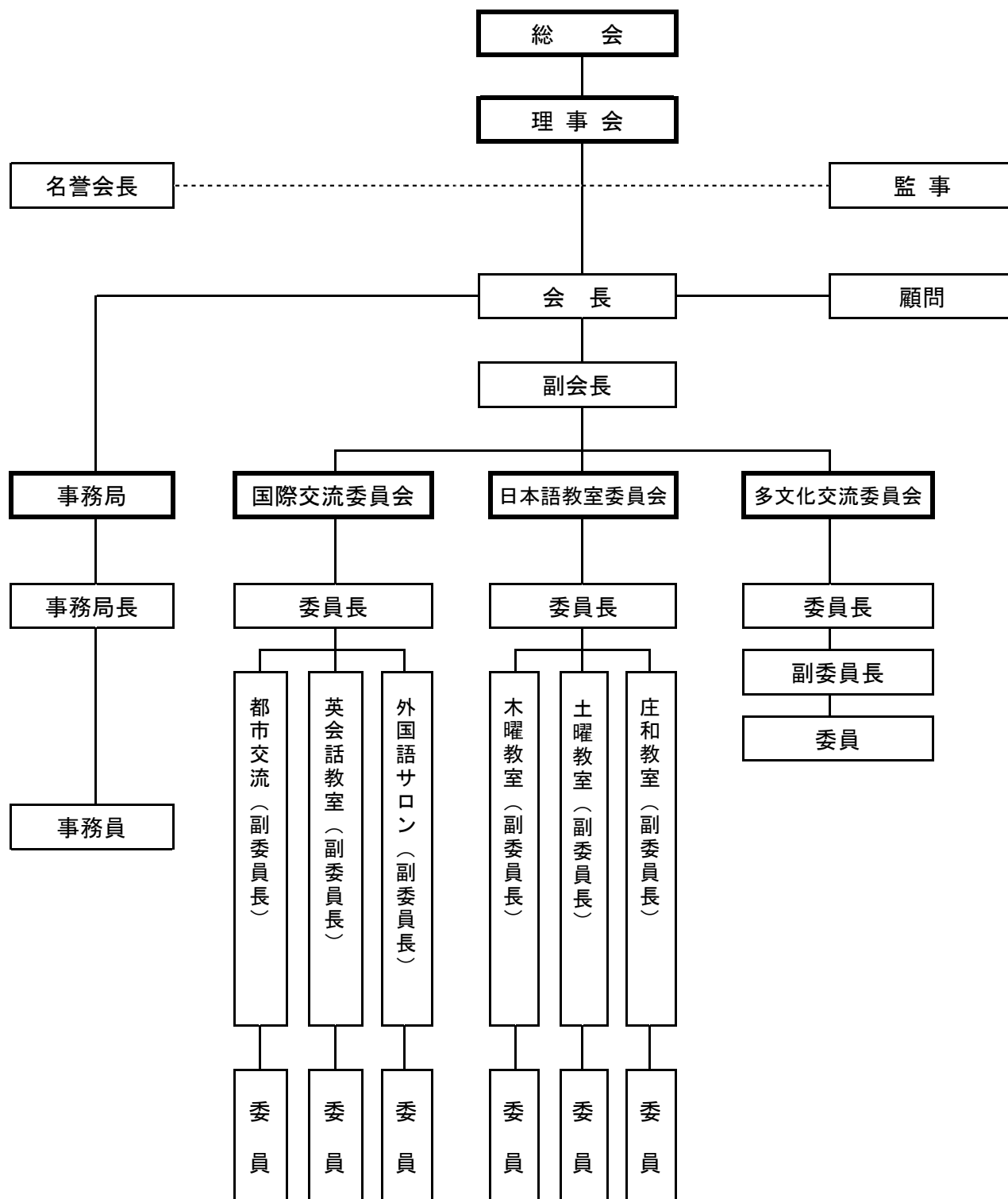
附 則

この規約は、平成25年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月19日から施行する。

組織図



春日部市国際交流協会役員等名簿

(令和8年5月23日現在、敬称略)

名誉会長（1名）	春日部市長 岩 谷 一 弘
顧問（2名）	新 井 照 彦 田 中 彦 八
役 員	
会 長（1名）	藤 枝 武
副会長（若干名）	折 原 一 博 堀 越 三代子 村 尾 仁
理 事（35名以内）	市 橋 三惠子 岩 見 潤 二 遠 藤 輝 夫 及 川 聡 子 押 田 正 江 檉 村 恵美子 金 子 忠 史 神 尾 敏 彦 川 鍋 美 明 木 村 祐 子 倉 金 由 幸 小 林 雅 人 白 川 純 一 塚 原 大 貳 中 村 理 奈 西 川 重 義 伏 見 裕 輝 武 藤 純 子 持 田 金 吾 安 野 ディアナ
監 事（若干名）	青 木 伸 夫 本 田 洋 明
事務局長（1名）	小河原 隆 秀

○令和8年5月23日をもって退任される方

理事 厚川 雅信さん、理事 段 暁明さん、理事 松本 秀身さん

○令和8年5月23日より就任される方

理事 遠藤 輝夫さん、理事 及川 聡子さん、理事 神尾 敏彦さん、
理事 小林 雅人さん

春日部市国際交流協会弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市国際交流協会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、弔慰に関する支出等について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 弔慰の範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 規約第7条に定める正副会長及び事務局長
- (2) 規約第11条に定める顧問及び相談役
- (3) 規約第15条に定める委員会の正副委員長

(弔慰の内容)

第3条 第2条に定める本人が死亡した場合は生花を贈る。

(請求等)

第4条 この規程に定める弔慰の事由が発生したときは、速やかに会長に届出なければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

春日部市国際交流協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市国際交流協会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、春日部市国際交流協会（以下「協会」という。）の表彰について必要な事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 協会の会長は、会員等が次の各号に該当するときは、感謝状（様式第1号）を授与する。ただし、当該会員が退任後直ちに他の役員等（理事を除く。）に就任する場合は、この限りでない。

(1) 規約第7条に定める正副会長として2年以上の在職年数を有し退任する者

(2) 規約第15条に定める委員会の委員長として4年以上の在職年数を有し退任する者

(3) 前2号の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象者の決定)

第3条 前条の該当者の表彰については、理事会に諮り決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は毎年1回定期に行う。ただし、特に必要がある場合には、その都度行うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行する。

